

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告示	ページ
○大規模小売店舗の新設に関する届出 (2件) (経営支援課)	1
○大規模小売店舗の変更の届出に関する 意見の概要 (")	2
○告示(漁業災害補償法による単位漁場 区域の設定及び告示の廃止)の一部改 正 (水産政策課)	2
公 告	
○土地改良区の役員の退任 (農業基盤課)	3
○土地改良区の清算人の退職 (")	3
○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課)	3

告 示

高知県告示第382号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

令和6年5月21日

高知県知事 濱田 省司

1 届出の概要

- (1) 届出者の氏名又は名称及び法人にあっては代表者の氏名
株式会社ドン・キホーテ 代表取締役 吉田 直樹
- (2) 届出者の住所
東京都目黒区青葉台二丁目19番10号
- (3) 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称) ドン・キホーテ高知店
高知市東雲町6ほか
- (4) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社ドン・キホーテ 代表取締役 吉田 直樹

東京都目黒区青葉台二丁目19番10号

- (5) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

小売業者名	代表者名	住所
株式会社ドン・キホーテ	代表取締役 吉田 直樹	東京都目黒区青葉台二丁目19番10号

- (6) 大規模小売店舗の新設をする日
令和7年1月20日
- (7) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
4,204平方メートル
- (8) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
ア 駐車場の収容台数
110台
イ 駐輪場の収容台数
108台
ウ 荷さばき施設の面積
91.2平方メートル
エ 廃棄物等の保管施設の容量
27.9立方メートル
- (9) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前零時
閉店時刻 午後12時
イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
24時間
ウ 駐車場の自動車の出入口の数
3箇所
エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

区分	時間帯
荷さばき施設(1)	午前6時から午後10時まで
荷さばき施設(2)	24時間

- 2 届出年月日
令和6年4月30日
- 3 届出書及び添付書類の縦覧場所
高知県商工労働部経営支援課

4 意見書に記載すべき事項

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
- (3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- (4) 意見の内容

高知県告示第383号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

令和6年5月21日

高知県知事 濱田 省司

1 届出の概要

- (1) 届出者の氏名又は名称及び法人にあっては代表者の氏名
株式会社大屋 代表取締役 伊藤 慎太郎
- (2) 届出者の住所
愛媛県西条市西田甲590番地2
- (3) 大規模小売店舗の名称及び所在地
macいの店
吾川郡いの町波川字ヲヤバタケ1944番地1ほか
- (4) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社大屋 代表取締役 伊藤 慎太郎
愛媛県西条市西田甲590番地2
- (5) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

小売業者名	代表者名	住所
株式会社大屋	代表取締役 伊藤 慎太郎	愛媛県西条市西田甲590番地2

- (6) 大規模小売店舗の新設をする日
令和6年12月31日
- (7) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,120平方メートル
- (8) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
ア 駐車場の収容台数
36台

- イ 駐輪場の収容台数
10台
- ウ 荷さばき施設の面積
42.35平方メートル
- エ 廃棄物等の保管施設の容量
8.7立方メートル
- (9) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前9時
閉店時刻 午前零時
 - イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午前零時30分まで
 - ウ 駐車場の自動車の出入口の数
1箇所
 - エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで
- 2 届出年月日
令和6年4月30日
- 3 届出書及び添付書類の縦覧場所
高知県商工労働部経営支援課
いの町役場
- 4 意見書に記載すべき事項
 - (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - (2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
 - (3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (4) 意見の内容

高知県告示第384号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定による意見書の提出があつたので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

令和6年5月21日

高知県知事 濱田 省司

- 1 法第8条第1項の規定により高知市から聴取した意見（以下「意見」という。）の対象となつた届出に係る告示
令和6年2月高知県告示第71号
- 2 意見の対象となつた届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地
イオンモール高知
高知市秦南町一丁目144番地の1
- 3 意見の概要
意見なし

高知県告示第385号

令和6年4月高知県告示第285号（漁業災害補償法による単位漁場区域の設定及び告示の廃止）の一部を次のように改正する。

令和6年5月21日

高知県知事 濱田 省司

- 1 小割り式魚類養殖業の表中
「柏島兼山神社下加入 区第3,033号の漁業権の漁場の区域
区
柏島赤むろ崎前加入 区第3,034号の漁業権の漁場の区域
区
」
を
「柏島加入区 区第3,033号及び区第3,034号の漁業権の
漁場の区域
」
に改める。

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、須崎市安和土地改良区から次のとおり退任した役員の届出があった。

令和6年5月21日

高知県知事 濱田 省司

役名	氏 名	住 所
監事	西川謙一郎	須崎市安和390番地1
〃	中城 徹	〃 〃 980番地

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により、須崎市安和土地改良区から次のとおり退職した清算人の届出があった。

令和6年5月21日

高知県知事 濱田 省司

氏 名	住 所
北澤 利文	須崎市安和1129番地
北澤 一男	〃 〃 1023番地1
古谷 誠一	〃 〃 829番地
古谷 孝司	〃 〃 831番地
古谷 武徳	〃 〃 2740番地
岡村 敏英	〃 〃 303番地

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

令和6年5月21日

高知県知事 濱田 省司

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
令和5年10月23日 5高東土第30-4号	香南市野市町西野字 カノ丸2292番1ほか 10筆	土佐市高岡町乙 3332番地2 株式会社佐野屋 代表取締役 佐野 弘明